2026年11月27日

各　位

会 社 名　　豊田合成株式会社
代表者名　　取締役・社長執行役員　齋藤　克巳
（コード番号　7282　東証プライム・名証プレミア）
問合せ先　　人事部長　　水谷　雄一郎
（TEL. 052－400－1466）

従業員持株会に対する自己株式の処分（社員向け譲渡制限付株式（RS））に関するお知らせ

当社は、2026年10月29日付「人への投資強化として社員向け譲渡制限付株式（RS）を付与するしくみの導入に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、社員向けに譲渡制限付株式を付与するしくみ（以下「本件」）を導入することを決定しております。

本日開催の取締役会において、本件に基づく2027年度の譲渡制限付株式の付与のため、豊田合成従業員持株会（以下「本持株会」）を割当予定先として、下記のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」）を行うことを決議しましたので、お知らせします。

記

１．処分の概要

（１）　処分期日	2027年7月1日
（２）　処分する株式の種類及び数	当社普通株式　2,122,500株（注）
（３）　処分価額	１株につき987.6円
（４）　処分総額	2,096,181,000円（注）
（５）　処分方法（割当予定先）	第三者割当の方法による。 （豊田合成従業員持株会　2,122,500株）
（６）　その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しています。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本件の適用対象となり得る最大人数である当社の社員7,075名に対して、それぞれ当社普通株式300株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本件に対する同意確認が終了した後の、本件に同意する当社の社員（以下「対象社員」）の数（最大7,075名）に応じて確定します。

２．処分の目的及び理由

当社は、2026年10月29日付「人への投資強化としての社員向け譲渡制限付株式（RS）付与に関するお知らせ」にて公表した通り、持続的な成長に向けた「人への投資」を強化するため、本持株会に加入する社員に対して譲渡制限付株式を付与することとしております。本日これに基づき、具体的な自己株式の処分等について決定いたしました。本件は、企業価値向上を社員一人ひとりが「自分事」として捉え、主体的な挑戦を促すことを目的としています。また、事業活動により創出された付加価値を社員へ適切に分配することで、さらなる付加価値の創出と次なる成長への投資につながる「好循環」の構築を目指しています。

なお、本件の概要等は、以下のとおりです。

【本件の概要等】

本件においては、当社から対象社員に対し、１名につき 300 株を譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」）が支給され、対象社員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出します。そして、本持株会は、対象社員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けます。

本件により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の１株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所での当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象社員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定します。

当社及び本持株会は、本件による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」）、②一定の事由が生じた場合には、割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約を締結します。また、対象社員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われます。

なお、対象社員は、譲渡制限が解除されるまでの間、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」）（注）に基づき、本持株会に拠出した金銭債権に応じて対象社員が保有することとなる本割当株式に係る対象社員の有する会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」又は「RS 持分」）について、引き出すことを制限されます。

（注） 本持株会は、本自己株式処分に係る取締役会決議後速やかに開催される本持株会の理事会において、本自己株式処分を受けるに先立って、本件に対応した本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、当該理事会決議後の本持株会規約等に基づく本持株会の会員への通知発信後２週間を経過し、かつ、本持株会の会員からの異議が本持株会の会員数の３分の１未満の場合に効力が発生する予定です。

本自己株式処分においては、本持株会が対象社員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当社普通株式（以下「本割当株式」）を処分します。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）の概要は、下記「３．本割当契約の概要」のとおりです。本自己株式処分における処分株式数は、上記１．の（注）に記載のとおり後日確定しますが、本件の適用対象となり得る最大人数である当社の社員 7,075 名の全員が持株会に加入し、本件に同意した場合には 2,122,500 株を予定しています。この処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2026 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 588,070,735 株に対し 0.36％（小数点以下第 3 位を四捨五入。割合の計算において以下同様）、2026 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 5,853,315 個に対し 0.36％となります。

（注） 2026 年 4 月 28 日付「株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は 2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株につき 5 株の割合をもって株式分割を行っております。上記の 2026 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数及び総議決権個数は、当該株式分割の影響を考慮し、1 株につき 5 株の割合で換算した数値を記載しております。

また、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であり、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生すること、及び申込期間に当社と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

３．本割当契約の概要

（１）譲渡制限期間

2027年７月１日から2032年６月30日まで

（２）譲渡制限の解除条件

対象社員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

（３）本持株会を退会した場合の取扱い

対象社員が、譲渡制限期間中に、定年その他の正当な事由により、本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含む。）には、当社は、本持株会が対象社員の退会申請を受け付けた日（会員資格を喪失した場合には当該資格を喪失した日（死亡による退会の場合には死亡した日）とする。以下「退会申請受付日」）において当該対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

（４）非居住者となる場合の取扱い

対象社員が、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、非居住者に該当することとなる旨の当社の決定が行われた場合には、当該決定が行われた日（以下「海外転勤等決定日」）における当該対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、海外転勤等決定日をもって譲渡制限を解除する。

（５）当社による無償取得

対象社員が、譲渡制限期間中に、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部を無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（３）若しくは（４）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式を無償で取得する。

（６）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、譲渡制限付株式持分について、対象社員の有するそれ以外の会員持分（以下「通常持分」）と分別して登録し、管理する。

（７）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

４．処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象社員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象社員が本持株会に拠出して行われます。処分金額は、恣意性を排除した金額とするため、2026 年 11 月 26 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 987.6 円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、東京証券取引所プライム市場における当社株式の１ヵ月・３ヶ月・６か月間のそれぞれの終値平均からの乖離率を勘案しても、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えています。

この処分金額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第３位を四捨五入）は次のとおりです。

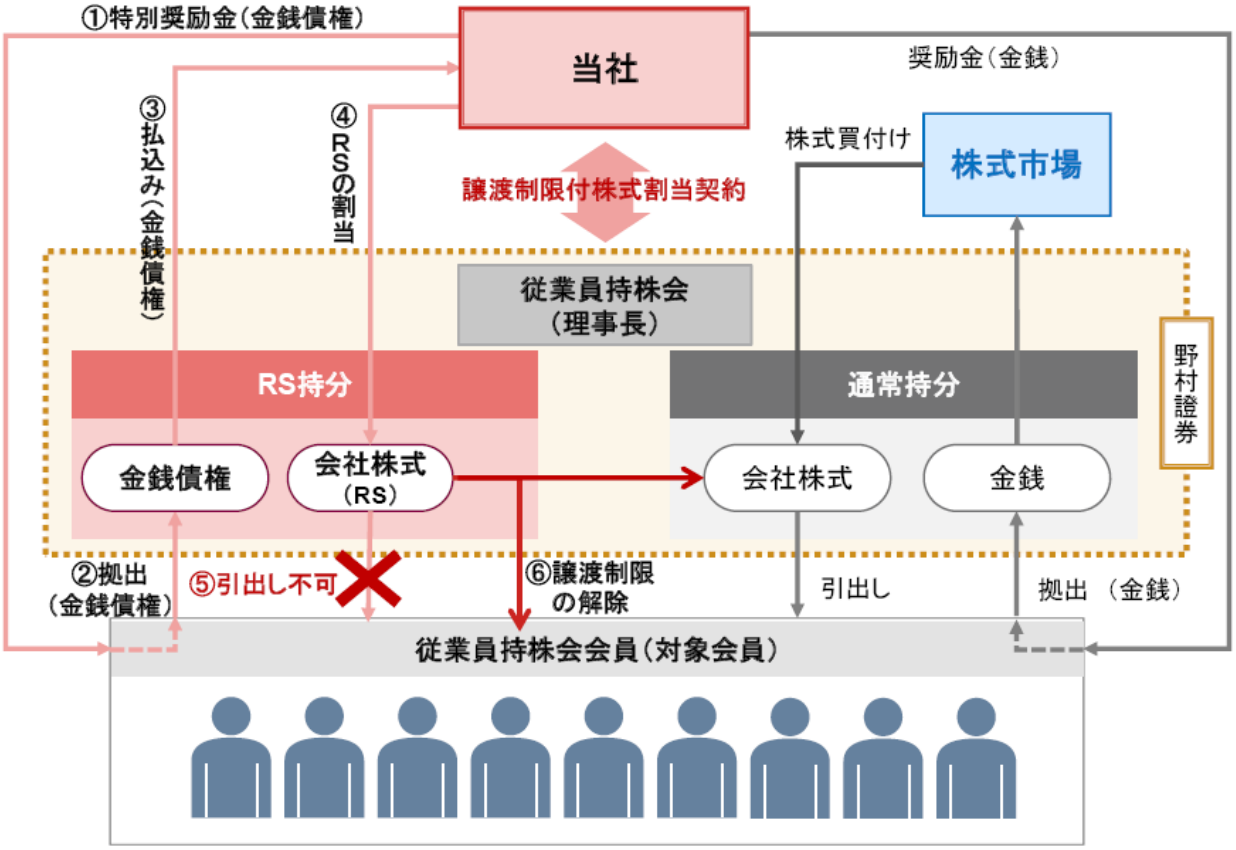
期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
１ヶ月（2026 年 10 月 27 日～2026 年 11 月 26 日）	1,021 円	-3.27%
３ヶ月（2026 年 8 月 27 日～2026 年 11 月 26 日）	1,038 円	-4.86%
６ヶ月（2026 年 5 月 27 日～2026 年 11 月 26 日）	1,023 円	-3.46%

５.企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

（ご参考）
【本件の仕組み】

① 当社は、本件に同意した対象社員に譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権を支給します。
② 本件に同意した対象社員は、上記①の金銭債権を本持株会へ拠出します。
③ 本持株会は、上記②で拠出をされた金銭債権を取りまとめ、当社へ払い込みます。
④ 当社は、本持株会に対して譲渡制限付株式（下図において「RS」）として本割当株式を割り当てます。
⑤ 本割当株式は、野村證券株式会社を通じて、本持株会が開設した専用口座へ入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。
⑥ 本割当株式は、譲渡制限解除後に、通常持分又は対象社員名義の証券口座に振替えられます。



以　上